

滋賀県私立学校特別修学補助金

多子世帯加算スタート！

滋賀県では、県内私立高等学校等が授業料減免した場合、当該学校法人に補助を行い、生徒の修学を支援しています。

支給上限額

39万6,000円

私立高校（全日制）の場合
（※1）

23万7,600円

17万8,200円

11万8,800円

高等学校等就学支援金

令和6年度から、
扶養する子が3人以上世帯（※2）
の補助金額が上がります！

5万9,400円

3子以上世帯

5万9,400円

従来の補助金額

590万円

910万円

世帯の年収目安※3

※1 対象は、全日制・定時制・通信制課程です。

※2 扶養されている23歳未満の兄弟姉妹が生徒本人を含めて3人以上いる世帯が対象です。

※3 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。



補助金額・支給要件

補助金額：年額 **59,400円**（月額4,950円）※**全日制の場合**（通信制の場合は単位ごとに補助）

うち3子以上世帯…年額**59,400円**（月額4,950円）**加算**

令和6年度から
スタート!!

支給要件

- ・滋賀県内の私立高等学校等（全日制・定時制・通信制）に在籍すること。
- ・生徒の保護者等が県内居住者であること。
- ・所得要件を満たすこと。（年収目安590万円～910万円。高等学校等就学支援金において加算なしの支給対象者。）

【注】以下の場合は補助対象外となります。

- ・県外の学校に在籍している。
- ・保護者等が滋賀県に居住していない。
- ・休学中である。
- ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金の貸与を受けている。

お申込みについて

学校から案内がありますので、学校を通じて申請してください。（例年、**夏季休業前後の時期**）

お問い合わせ先

滋賀県子ども若者部

子ども若者政策・私学振興課 私学振興係

TEL 077-528-3271

滋賀県私立学校特別修学補助金 検索

